

課法 2 - 2

査調 4 - 6

平成 12 年 3 月 30 日

日本公認会計士協会 会計制度担当  
常務理事 西川郁生 殿

国税庁課税部長  
河上信彦

退職給付会計に係る税務上の取扱いについて  
(平成 12 年 3 月 16 日付調 11 第 7 号照会に対する回答)

標題のことについては、貴見のとおり解して差し支えありません。

なお、ご照会にある「区分計算書(明細書)」が法人税確定申告書に添付されない場合には、原則として、財務諸表に計上された「退職給付引当金」(脚注表示による金額を含む。)の全額を税務上の退職給与引当金として取扱うことになるので、念のため申し添えます。